

新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた 運動施設の利用条件

感染拡大の防止と社会活動の維持の両立を持続していくため、施設利用にあたっては、下記事項を遵守し、一人ひとりの責任における感染予防対策の徹底にご理解、ご協力をお願いいたします。

(1) 三つの『密』の禁止

- ①密閉回避…頻繁な換気を行う。最低でも、30分ごとに5分間、必ず全ての扉や窓を全開して換気を行う。
- ②密接回避…近接距離（2mを目安に）での会話や発声、高唱は行わない。運動により呼気が激しくなる場合は、より一層距離を空ける。
- ③密集回避…参加者が近接する活動とならないよう徹底する。

(2) 代表者の責務

- ①適切な感染防止対策を徹底する。
 - 参加者に入場時や器具の使用前後は手洗い・手指消毒をさせること
 - 参加者にマスクを着用させること（運動中のマスクの着用については、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意したうえで、利用者等の判断によるものとしますが、運動を行っていないときや会話をする際にはマスクを着用すること）
 - 取りうる限りの感染防止策を講じること
例）集合・解散の分散、人数・滞在時間の制限など
- ②事前に次の注意事項を利用者に周知しておく。
 - 発熱や風邪症状のある方や体調がすぐれない方は利用できないこと
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方は利用できないこと
 - 感染が流行している地域からの参加を自粛してもらうこと
（県外の方は、三重県及びお住まいの地域（含勤務地）の移動に関する指針等に基づくこと）
 - 過去14日以内に感染拡大している国への訪問歴がある方、または当該在住者との濃厚接触がある方は利用できないこと
 - 感染リスクを心配される方の参加はご遠慮いただくこと
- ③代表者（主催者）は参加者（観客含む）を把握するための名簿等を作成すること。
 - 感染症が発生した場合には、保健所などの聞き取りに協力すること
 - 利用後に新型コロナウイルス感染症を発症または感染が疑われる場合は、施設管理者に速やかに報告すること
- ④個人利用の方は、受付時に住所及び連絡先を提出する。

(3) イベント（練習試合・大会など）に関する制限

イベントの開催については、(5)に掲げるガイドライン等をよく確認し、これに沿った具体的な感染予防対策を検討したうえで必要な準備を主催者が行うことを条件とし、最終的に主催者の判断による。

ただし、下記に該当するイベントは引き続き利用できません。

- ①不特定多数が参加するもの
- ②三つの「密」を回避できないもの
- ③参加人数（観戦者等を含む）が屋内であれば280人、屋外であれば500人を超えるもの
※上記の参加人数は、1つのイベントに対しての人数とする
- ④上記の人数以内としても主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理ができないもの

(4) その他の注意事項

- ①下記の部屋の収容人数を制限します。
 - ・アリーナ（全面）…最大280人
 - ・多目的室…最大45人
 - ・柔剣道場…最大75人
 - ・会議室…最大4人
 - ・トレーニングルーム…最大6人（フィットネス室…4人、筋トレ室…2人）※一部の器具が利用できません。（トレーニングルーム利用条件にてご確認ください）
- ②下記の部屋の利用を中止します。
 - ・更衣室（シャワーを含む）
- ③事務所への立ち入りはご遠慮ください。

(5) 各種ガイドライン等

下記のガイドライン及び各競技団体が作成した指針等を遵守し、活動を行ってください。

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』
- ・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
- ・スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
スポーツイベント開催・実行時の感染防止策チェックリスト

※各種ガイドラインは随時改訂されますので、最新版をご確認ください。

新型コロナウイルス感染者の施設利用が確認された場合、消毒のため施設を一時休館させていただきます。なお、休館期間は状況により変動します。

また、近隣の感染拡大状況によっては、急きょ臨時休館、または利用条件を厳格化する場合があります。それに伴い**催事が実施できなくなった場合は、施設使用料以外の補償はできませんので、あらかじめご了承ください。**

上記事項に従っていただけない場合は、利用の中止を求めることがあります。今後の状況により、利用条件を適宜見直します。

施設管理者